

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法

厚生労働省 保険局医療課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これから歯科外来・在宅ベースアップ評価料の賃金改善
計画書用計算ツールの使用方法について説明します。

ツールの紹介

ツールの概要

- 「賃金改善計画書用計算ツール」は、ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る医療機関用に、ベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」の作成を支援するものです。
- 職員の給与明細や賞与明細の基本的な情報をもとに本ツールの「計算シート」の赤枠セルに必要な情報を記入をすると、「転記例シート」に情報が反映され、「賃金改善計画書」の、どこに、なにを、記入すれば良いかが分かるようにしています。
- また、ベースアップ（基本給等の賃上げ）に連動して、賞与や法定福利費も増加します。本ツールではそうした金額も含めて、各医療機関が賃上げに必要な金額の見込みを算出できるようにしています。

ツールのExcelシート構成

- 使い方 ツールの使い方を簡単に示したシートです
- 計算シート このシートに情報を記入します
- 転記例シート このシートに反映された計算シートの情報を届出様式に転記します
- 【みほん】計算シート&【みほん】転記例シート

届出様式のExcelシート構成

- 別添2（届出書）
- 様式95～97（届出書添付書類）
- 賃金改善計画書
- 賃金改善報告書
- （参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

注意点

- 本ツールを地方厚生（支）局に提出しても、届出にはなりません。必ず届出様式に転記してください。

「賃金改善計画書用計算ツール」は、ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る医療機関用に、ベースアップ評価料届出様式の賃金改善計画書の作成を支援するものです。職員の給与明細や賞与明細の基本的な情報をもとに「計算シート」の赤枠セルに必要な情報を記入すると、「転記例」シートに情報が反映され、「賃金改善計画書」の、どこに、なにを、記入すれば良いかが分かるようにしています。また、ベースアップ（基本給等の賃上げ）に連動して、賞与や法定福利費も増加します。本ツールではそうした金額も含めて、各医療機関が賃上げに必要な金額の見込みを算出できるようにしています。ツールの構成・注意点についてはこちらの記載をご覧ください。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「(参考)賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

「賃金改善計画書」は、①収入見込み、つまりベースアップ評価料による算定金額の算出、②支出見込み、つまり基本給等の引上げ金額の設定・算出、③賃金改善計画書の作成の3段階で作成します。今回の動画では、収入見込みの算出には、ベースアップ評価料届出様式の「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」、支出見込みの算出には、今回のツールの「計算シート」、そして賃金改善計画書の作成には、今回のツールの「転記例シート」を使います。

本動画におけるモデルケース

賃金引上げの実施方法	「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う」 令和7年度へのベースアップ評価料による算定金額の繰り越しなし		
届出する評価料区分	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ		
賃金改善実施期間・ ベースアップ評価料算定期間	令和6年6月から令和7年3月（10か月間）		
ベースアップ評価料算定金額	27,000円／月		
職員構成	【対象職員】	歯科衛生士	2名（うち、常勤1名 週3日勤務1名）
		歯科技工士	1名（週2.5日勤務）
		歯科業務補助者	1名（常勤）
		その他の対象職種	1名（週2.5日勤務）
	【対象職員以外の職員】	40歳未満の歯科医師	1名（週2.5日勤務）
		事務職員	1名（常勤）

この動画ではこのような届出をモデルケースに作成方法を説明していきます。

転記例シートの記載方法 ①賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

- ツールの「転記例）賃金改善計画書」シートの賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等を記載します。

転記例シート

別添

(歯科診療所) 賃金改善計画書 (令和 6 年度分)

保険医療機関コード 9999999
保険医療機関名 ●●歯科医院

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1) 賃金引上げの実施方法

- ☒ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- ☐ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

計画書 I (1) 賃金引上げの実施方法

令和6年度のベースアップ評価料による算定金額のうち、一部を繰り越して令和7年度の更なる賃金改善に充てる場合には、「段階的な引上げを行う」を選択してください。計画時点で繰り越しを行わない場合には、「一律の引上げを行う」を選択してください。

この例では「一律の引上げを行う」を選択します。

(2) 賃金改善実施期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期について、賃金引き上げを維持することを前提と

計画書 I (2) (3)

7月以降からベースアップ評価料を算定開始する場合には、それぞれを変更してください。

全体の賃金改善見込額やベースアップ評価料の算定金額見込みに影響します

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 6 年 6 月 ~ 令和 7 年 3 月 10 ヶ月

※ 「(3) ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ また、ベア等にはベア等を実施することにより運動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に運動して引き上がる賞与分については含まない。

それでは実際にツールの説明に入ります。

最初に、ツールの「転記例」シートの賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等を記載します。

この動画でお示しする例では「一律の引上げを行う」を選択しており、(2)賃金改善実施期間と(3)ベースアップ評価料算定期間は、それぞれ令和6年6月開始としています。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「（参考）賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

ここから収入見込み額の算出を行っていきます。

計算シートの記載方法 ① ベースアップ評価料算定金額見込みの計算

- ベースアップ評価料届出様式の「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」により、ベースアップ評価料による算定点数見込みを算出して、本ツールの計算シートの「ベースアップ評価料による算定金額の見込み」を記載してください。

(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

① 初診料・再診料・訪問診療料の算定回数を記入

【算出の用に用いる外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定回数・金額の見込み】(上記「2」の記入に連動)

【対象期間】 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(算定回数)】

① 初診料等の算定回数		② 再診料等の算定回数	
③ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数		④ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	
⑤ 初診料・再診料等の算定回数	1500.0	⑥ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	6000.0
⑦ 初診料・再診料等の算定回数	6000.0	⑧ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0
⑨ 初診料・再診料等の算定回数	0.0	⑩ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	0.0
⑪ 初診料・再診料等の算定回数	0.0	⑫ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0

※ 算定回数の算定は、対象期間の1月当たりの平均回数(算定回数)に基づき算定される。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。

【合計】

外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定金額見込み	270,000円
外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み	270,000

ベースアップ評価料の算定点数見込みが
自動計算されます

計算シート

② 算定点数をツールの計算シートに転記

ベースアップ評価料の算定金額見込みが
転記例シートに反映されます

転記例シート

【算出の用に用いる外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定回数・金額の見込み】(上記「2」の記入に連動)

【対象期間】 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

【対象期間の1月当たりの平均回数(算定回数)】

① 初診料等の算定回数		② 再診料等の算定回数	
③ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数		④ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	
⑤ 初診料・再診料等の算定回数	1500.0	⑥ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	6000.0
⑦ 初診料・再診料等の算定回数	6000.0	⑧ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0
⑨ 初診料・再診料等の算定回数	0.0	⑩ 訪問診療料(同一建物以外)の算定回数	0.0
⑪ 初診料・再診料等の算定回数	0.0	⑫ 訪問診療料(同一建物)の算定回数	0.0

※ 算定回数の算定は、対象期間の1月当たりの平均回数(算定回数)に基づき算定される。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。算定回数には、対象期間中に発生した回数(算定回数)を記載する。

【合計】

外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定金額見込み	270,000円
外実・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み	270,000

次に、収入見込みを把握するため、ベースアップ評価料届出様式のExcelファイルの「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を入力します。厚生労働省あるいは地方厚生支局のウェブサイトより、実際に届出を行う様式をダウンロードしてください。

計算シートの記載方法 ①ベースアップ評価料算定金額見込みの計算（操作画面）

[illegible]

それでは実際の操作画面をご覧ください。画面左側の届出様式の「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を入力していきます。まず、届出を行う月を選択します。そして3の(2)にチェックがついている対象期間、ここでは前年12月から2月の、1月当たりの平均算定回数を記入してください。入力が終わったら、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み」の数字を画面右側の計算シートに転記します。そうすると、この計算シートのオレンジ色のセルの数字が転記例)シートにも反映されます。この例では、ベースアップ評価料(Ⅰ)として月に27,000円、10か月で270,000円が算定できることが分かりました。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「（参考）賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

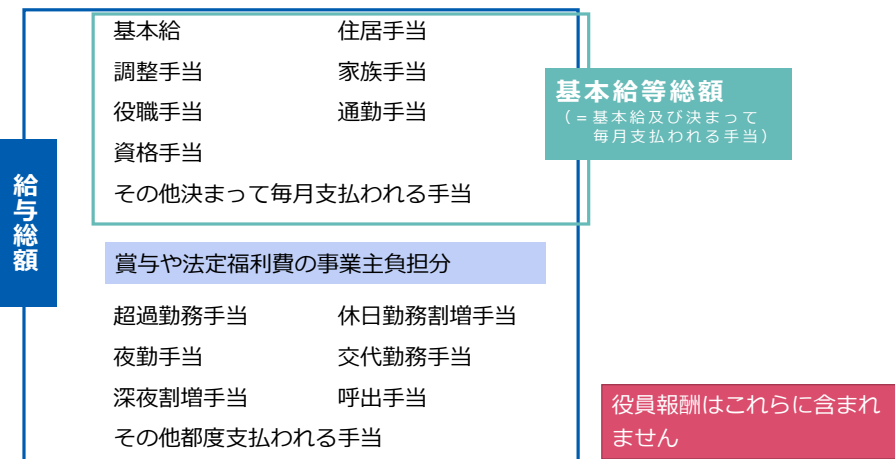
続いて支出見込み額の算出を行っていきます。

参考① 給与総額と基本給等総額の考え方

給与総額と基本給等総額

ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額は以下のように考えます。

例) 一般的な給与明細



ここから計算シートに対象職員の給与等の情報を入力していきませんが、その前に参考①として、ベースアップ評価料における給与総額と基本給等総額の考え方を確認します。基本給等総額には、基本給のほか決まって毎月支払われる手当が含まれます。

計算シートの記載方法 ② 対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額

計算シート

① 賃金改善開始月時点で在籍する対象職員について、賃金改善措置が実施されなかった場合の給与等の情報を記入

法定福利費の事業主負担割合・負担金額は医療機関・職員の都合に応じて変更することができます。

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	② 労働時間 人時	① 法定福利費の 事業主負担割合	③ 基本給等 (円/月)	④ 給与 (円/月)	⑤ 賃金 (年額×12)	⑥ 法定福利費の 事業主負担分 (円/月)	⑦ 給与総額 (円/月)
氏名欄を記載	職種欄を記載	労働時間欄を記入	法定福利費の事業主負担割合欄を記入	基本給等欄を記入	給与欄を記入	賃金欄を記入	法定福利費の事業主負担分欄を記入	給与総額欄を記入
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	300,000	315,000	90,000	60,225	425,225
Bさん	歯科衛生士	0.5	16.5%	120,000	125,000	0	20,625	145,625
Cさん	歯科衛生士	0.5	16.5%	150,000	157,500	0	25,688	183,188
Dさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	250,000	265,000	42,000	50,650	357,650
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	100,000	105,000	0	17,325	122,325
			16.5%	/	/	/	0	0
			16.5%	/	/	/	0	0
			16.5%	/	/	/	0	0
			16.5%	/	/	/	0	0
合計		3.5		920,000	967,500	92,000	174,818	1,234,318
歯科衛生士		1.5		420,000	440,000	50,000	80,850	570,850
歯科衛生士		0.5		150,000	157,500	0	25,688	183,188
歯科衛生士		1.0		250,000	265,000	42,000	50,650	357,650
その他の対象職種		0.5		100,000	105,000	0	17,325	122,325

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計され、転記例シートにも反映されます

転記例シート

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全件)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(13) 対象職員の労働時間数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	3.5	人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	920,000	円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	967,500	円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15) - (14)】	0	円
(17) うち定期昇格相当分	0	円
(18) うちペア等昇格相当分	0	円
(19) ペア等による賃金増率【(18) ÷ (14)】	0.0	%

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

(20) 歯科衛生士の労働時間数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1.5	人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	420,000	円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	440,000	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22) - (21)】	0	円
(24) うち定期昇格相当分	0	円
(25) うちペア等昇格相当分	0	円
(26) ペア等による賃金増率【(25) ÷ (21)】	0.0	%

Ⅵ. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(27) 歯科技工士の労働時間数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.5	人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	150,000	円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	157,500	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29) - (28)】	0	円
(31) うち定期昇格相当分	0	円
(32) うちペア等昇格相当分	0	円
(33) ペア等による賃金増率【(32) ÷ (28)】	0.0	%

Ⅶ. 歯科診療補助者の基本給等に係る事項

(34) 歯科診療補助者の労働時間数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1.0	人
(35) 賃金改善する前の歯科診療補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	250,000	円
(36) 賃金改善した後の歯科診療補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	265,000	円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36) - (35)】	0	円
(38) うち定期昇格相当分	0	円
(39) うちペア等昇格相当分	0	円
(40) ペア等による賃金増率【(39) ÷ (35)】	0.0	%

Ⅷ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(41) その他の対象職種の労働時間数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.5	人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	100,000	円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	105,000	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43) - (42)】	0	円
(45) うち定期昇格相当分	0	円
(46) うちペア等昇格相当分	0	円
(47) ペア等による賃金増率【(46) ÷ (42)】	0.0	%

これを踏まえて、計算シートの「対象職員分の給与等」の「賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額」、画面左側赤枠内の項目を記載します。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み/月 × 10 円 = 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み/月

この数字は転記用シート(表-1)「(4)算定金額の見込み」に反映されます

対象職員分の給与等

賃金改善する前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	① 常勤換算 人数	② 法定福利費の 事業主負担割合	③ 基本給等 (/月)	④ 給与 (/月)	⑤ 賞与 (年間÷12)	⑥ 法定福利費の 事業主負担分	⑦ 給与総額 (/月)
氏名等を記載	カテゴリーを選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×(②+③)	④+⑤+⑦
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
合計		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
歯科衛生士		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
歯科技工士		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
歯科業務補助者		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月
その他の対象職種		0.0		0 /月	0 /月	0 /月	0 /月	0 /月

それでは実際の操作画面をご覧ください。「計算シート」の「対象職員分の給与等」の「賃金改善する前の給与総額・基本給等総額」の欄を記載していきます。職員氏名等の項目には、賃金改善開始月時点で在籍する対象職員の氏名や職員番号などを入力します。職種の項目は、それぞれの職員について「歯科衛生士」「歯科技工士」「歯科業務補助者」「その他の対象職種」に当てはまるものを選択します。①の「常勤換算人数」の項目は、常勤職員なら1を、非常勤職員の場合には、「その職員の週当たりの所定労働時間」÷「常勤職員の週当たりの所定労働時間」を記入します。

計算シートの記載方法 ②対象職員の賃金改善前の給与総額・基本給等総額（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額の見込み】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等の算定により算定される点数の見込み/月

2,700 (点)

×

10

円

=

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み/月

27,000

円

この数字は転記例シートの第11【(4) 算定金額の見込み】に反映されます

対象職員分の給与等

賃金改善前(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	① 常勤換算 人数	② 法定福利費の 事業主負担割合	③ 基本給等 (/月)	④ 給与 (/月)	⑤ 賞与 (年間÷12)	⑥ 法定福利費の 事業主負担分	⑦ 給与総額 (/月)
氏名等記載	カテゴリーも選択	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	数値を入力	①×②	③+④+⑤
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	300,000 /月	315,000 /月	50,000 /月	60,225 /月	425,225 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	120,000 /月	125,000 /月	0 /月	20,625 /月	145,625 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	150,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月
Dさん	歯科事務補助者	1.0	16.5%	250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	100,000 /月	105,000 /月	0 /月	17,325 /月	122,325 /月
合計		3.6		920,000 /月	967,500 /月	92,000 /月	174,818 /月	1,234,318 /月
歯科衛生士		1.6		420,000 /月	440,000 /月	50,000 /月	80,850 /月	570,850 /月
歯科技工士		0.5		150,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月
歯科事務補助者		1.0		250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月
その他の対象職種		0.5		100,000 /月	105,000 /月	0 /月	17,325 /月	122,325 /月

①の「法定福利費の事業主負担割合」については概算値である16.5%を初期値で入力してありますが、医療機関あるいは職員の事情に応じて、適宜修正していただいで構いません。

②の「基本給等」には基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を記載してください。

③の「給与」には基本給等に加え、その都度変動する超過勤務手当等を含めたものを記載してください。

④の「賞与」には年間の賞与支給見込み額を12で割った数字を記載してください。

ここまで入力が終わったものは下の合計と職種グループ別の小計欄に合計されます。転記例シートにもその数値が反映されます。

計算シートの記載方法 【補足】対象職員が11名以上の場合の行追加方法（操作画面）

計算シート

賃金改善計画書用計算シート

ベースアップ評価料による算定金額

【ベースアップ評価料による算定金額】(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定により算定される点数の見込み/月 2,700 (点) × 10 円 = 27,000 円

外来・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み/月

この数字は既記別シート(別表-1)「(4) 算定金額の見込み」に反映させます

対象職員分の給与等

賃金改定する給(賃金の改善措置が実施されなかった場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職階	実働時間 人数	決定係利費の 事業主負担割合	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年額÷12)	決定係利費の 事業主負担分	給与総額 (/月)
氏名等も記載	カテゴリーを選択	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	数値も入力	④×(③÷⑤)	③+④+⑥
Aさん	庶務課長	1.0	16.5%	300,000 /月	315,000 /月	50,000 /月	60,225 /月	425,225 /月
Bさん	庶務課長	0.6	16.5%	120,000 /月	125,000 /月	0 /月	20,625 /月	145,625 /月
Cさん	庶務課長	0.5	16.5%	150,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月
Dさん	庶務課長	1.0	16.5%	250,000 /月	265,000 /月	42,000 /月	50,655 /月	357,655 /月
Eさん	その他の付帯職階	0.5	16.5%	100,000 /月	105,000 /月	0 /月	17,325 /月	122,325 /月
Fさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Gさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Hさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Iさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Jさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Kさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Lさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Mさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Nさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
Oさん			16.5%	/月	/月	/月	0 /月	0 /月
合計		3.6		920,000 /月	967,500 /月	92,000 /月	174,818 /月	1,234,318 /月
庶務課長		1.6		420,000 /月	440,000 /月	50,000 /月	80,850 /月	570,850 /月
庶務課長		0.6		160,000 /月	157,500 /月	0 /月	25,988 /月	183,488 /月

使い方 計算シート 既記別 賃金改善計画書 記載例

なお、このツールでは記入できるのが10名までになっていますが、行が足りない場合には、適宜行を増やし、他の行の数式をコピーしたうえでご利用ください。

このように賃金改善する前の表を修正いたしましたが、この後に下の表の部分も同じように追加する必要があります。

念のため、この追加した部分の数字がしっかり対応する部分に反映されているかは後ほどしっかり確認してください。

参考② ベースアップ評価料による賃金改善分の考え方

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の引上げ分

基本給
住居手当
調整手当
家族手当
役職手当
通勤手当
資格手当
その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分※

賞与
時間外手当
法定福利費等の事業主負担分

※業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- ・ 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- ・ 一時的に支払われる臨時手当の支給
- ・ 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- ・ 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

次の賃金改善見込み分の記入に入る前に、参考②として、ベースアップ評価料による賃金改善分の考え方を確認します。賃金改善分には基本給等つまり基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ分が含まれます。また、賞与・時間外手当・法定福利費等の事業主負担分について基本給の引上げに連動して引き上がる部分も含めることができます。ただし、業績に連動して引き上がる賞与や労働時間が単純に増加したことによる時間外手当の増額分は含めることができませんので、ご注意ください。

動画ではその他決まって毎月支払われる手当として、「ベースアップ評価手当」を新たに設け、それを従来の基本給に上乗せして支給する形での賃上げを例としています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

計算シート

① 対象職員について、賃金の改善見込み額を記入

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)

職員氏名等	職種	③ 賃金改善 率	④ 法定福利費の 率(※1)	⑤ 基本給等増額分 (/月)	⑥ 給与増額分 (/月)	⑦ 賃金増額分 (※2+12)	⑧ 法定福利費の 率(※3)	⑨ 賃金改善後の 給与総額(※4)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値を入力	アと同じ もしくは入力	数値を入力	⑧×⑦	
Aさん	医師	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1.155 /月	
Bさん	医師	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	594 /月	
Cさん	医師	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月	
Dさん	医師	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月	
Eさん	その他の対象職員	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月	
合計		3.6		21,000 /月	21,000 /月	2,000 /月	3,894 /月	
医師		1.6		9,000 /月	9,000 /月	1,000 /月	1,749 /月	
医師		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月	
医師		1.0		6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月	
その他の対象職員		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月	

賃金改善計画書の職種グループ別に自動的に集計されます

時間外手当の単価増加分など、本ツールで算出する金額のほかにも、ベースアップに伴い増加するものがありますので、ご注意ください。

賃金改善後の給与総額・基本給等総額も自動的に計算されます

賃金改善後の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員氏名等	職種	③ 賃金改善 率	④ 法定福利費の 率(※1)	⑤ 基本給等増額分 (/月)	⑥ 給与増額分 (/月)	⑦ 賃金増額分 (※2+12)	⑧ 法定福利費の 率(※3)	⑨ 賃金改善後の 給与総額(※4)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	⑤×⑥	⑤×⑦	⑤×⑧	⑤×⑨	⑤×⑩
Aさん	医師	1.0	16.5%	306,000 /月	321,000 /月	51,000 /月	61,380 /月	433,380 /月
Bさん	医師	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	21,219 /月	149,819 /月
Cさん	医師	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
Dさん	医師	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
Eさん	その他の対象職員	0.5	16.5%	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月
合計		3.6		921,000 /月	989,100 /月	94,000 /月	178,712 /月	1,261,812 /月
医師		1.6		459,000 /月	481,500 /月	51,000 /月	82,599 /月	583,199 /月
医師		0.5		153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
医師		1.0		256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
その他の対象職員		0.5		103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月
【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】		【ベースアップ評価料による算定金額】						
(単位:円)		(単位:円)						
計算方法:⑨の合計×⑩の合計		外資・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定による算定金額の見込み/月						
27,494		494						

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の差額が計算されます。この値は設定された賃金の改善見込み額において、対象職員の給与総額引き上げに必要な自己財源の金額を意味します。
(マイナスの場合は、算定金額の方が大きいことを意味します。)

この考え方を踏まえて、計算シートの「対象職員の賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分」の欄の赤枠部分を記入してください。こちらに必要な数字が自動的に計算されるようになっていますが、対象職員の給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料による算定金額の差額も計算されます。この差額は、対象職員のベアに際して、どれくらい自己財源を投入すべきなのか、あるいはどれくらいを翌年度の繰越額に回せるのかを示す金額になります。この例では、給与総額引き上げに必要な金額の方が1月あたりで494円多いので、その分自己財源を充てる必要があることを示しています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

Ⅲ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(9)の期間中】	
(4) 算定金額の見込み	27,000 円
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定金額の見込み	27,000 円
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定される点数の見込み	2,700 点
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定金額の見込み	- 円
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定金額の見込み	- 円
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定金額の見込み	- 円
歯科外費・在宅ベースアップ評価料【(1)等】による算定金額の見込み	- 円
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)	0 円
(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	27,000 円
(7) 算定金額の見込み【(4)】-【(5)】+【(6)】	27,000 円
※「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。	
Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】	
(8) 全体の賃金改善の見込み額	4,940 円
(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	27,000 円
(10) うち(9)以外によるベア等実施分	121,440 円
(11) うち定期昇給相当分	0 円
(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】	245,000 円

本ツールでは、対象職員に対する賃金改善見込み額のうち、自己財源による賃金改善実施分を計算するセルを追加しています。

前頁の【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】と【ベースアップ評価料による算定金額】の「差額」の大きさにより、転記例シートへの反映方法が変わります。

「差額」が正の値である場合 「差額」は「対象職員自己財源ベア分」及び「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」のセルに反映され、「令和7年度への繰越予定額」のセルは「0」

「差額」が負の値である場合 「差額」は「令和7年度への繰越予定額」のセルに反映され、「対象職員自己財源ベア分」のセルは「0」

なお、「差額」が負の値である場合でも、対象職員に対して自己財源でもベアを実施する場合には、「対象職員自己財源ベア分」にその金額を入力し、その分を令和7年度の更なるベア実施のために繰り越すことも可能です。

計算シートからの転記・自動計算箇所

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全姓)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項	
(13) 対象職員の定期給増額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	3,8 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	320,000 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	341,000 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15)-(14)】	21,000 円
(17) うち定期昇給相当分	0 円
(18) うちベア等実施分	21,000 円
(19) ベア率による賃金増率【(18)÷(14)】	2.3 %

Ⅴ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項	
(20) 歯科衛生士の定期給増額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1,8 人
(21) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	420,000 円
(22) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	439,000 円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22)-(21)】	8,000 円
(24) うち定期昇給相当分	0 円
(25) うちベア等実施分	8,000 円
(26) ベア率による賃金増率【(25)÷(21)】	2.3 %

Ⅵ. 歯科技工士の基本給等に係る事項	
(27) 歯科技工士の定期給増額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	8,5 人
(28) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	150,000 円
(29) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	155,000 円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29)-(28)】	3,000 円
(31) うち定期昇給相当分	0 円
(32) うちベア等実施分	3,000 円
(33) ベア率による賃金増率【(32)÷(28)】	2.0 %

Ⅶ. 歯科診療補助者の基本給等に係る事項	
(34) 歯科診療補助者の定期給増額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1,0 人
(35) 賃金改善する前の歯科診療補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	150,000 円
(36) 賃金改善した後の歯科診療補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	155,000 円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36)-(35)】	3,000 円
(38) うち定期昇給相当分	0 円
(39) うちベア等実施分	3,000 円
(40) ベア率による賃金増率【(39)÷(35)】	2.0 %

Ⅷ. その他の対象職員の基本給等に係る事項	
(41) その他の対象職員の定期給増額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0,5 人
(42) 賃金改善する前のその他の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	100,000 円
(43) 賃金改善した後のその他の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	103,000 円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43)-(42)】	3,000 円
(45) うち定期昇給相当分	0 円
(46) うちベア等実施分	3,000 円
(47) ベア率による賃金増率【(46)÷(42)】	3.0 %

計算シートで計算されたオレンジ色のセルの数値は、転記例シートのローマ数字のⅢ～Ⅷにも反映されます。転記例シートでは画面左側の「Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額」の欄に、本来の届出様式にはないセル、対象職員自己財源ベア分のセルを追加しています。この記載例では、計算シートで算出した差額の10か月分にあたる4,940円が表示されています。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
														</				

それでは実際の操作画面をご覧ください。「対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分」の欄の赤枠部分を入力していきます。アの基本給等増額分について、試しに常勤換算人数1人につき10,000円を設定した場合を考えてみましょう。常勤換算人数0.6人に相当するパートの職員には60%の月6,000円・常勤換算人数0.5人に相当するパートの職員には50%の月5,000円を充ててみます。イの給与増額分については、単純化のために基本給等増額分と同値としていますが、基本給等の増額に連動して時間外手当などの単価も増加する場合、それを加味した金額を記載することもできます。ウの賞与増額分についても、基本給等に連動する増額分を記載します。これで計算シートの入力箇所は終わりです。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面1）

計算シート

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	Q	R
41			Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月		
42			Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	10,000	/月	10,000	/月	1,700	/月	1,931	/月		
43			Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月		
49			合計		3.0		35,000	/月	36,000	/月	3,400	/月	6,501	/月		
50			歯科衛生士		1.6		16,000	/月	16,000	/月	1,700	/月	2,921	/月		
51			歯科技工士		0.5		5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月		
52			歯科業務補助者		1.0		10,000	/月	10,000	/月	1,700	/月	1,931	/月		
53			その他の対象職種		0.5		5,000	/月	5,000	/月	0	/月	825	/月		
56			賃金改善した法（賃金の改善措置が実施された場合）の給与総額・基本給等総額（単位：円）													
57			職員氏名等	職種	② 労働時間 人数	③ 法定福利費の 事業主負担割合	④ 基本給等 （/月）	⑤ 給与 （/月）	⑥ 賞与 （年額÷12）	⑦ 法定福利費の 事業主負担分	⑧ 給与総額 （/月）	⑨ 基本給等 （/月）	⑩ 賞与 （年額÷12）	⑪ 法定福利費の 事業主負担分	⑫ 給与総額 （/月）	⑬ B+C+D
58			上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	④+ア	⑤+イ	⑥+ウ	⑦+エ	⑧+オ	⑨+カ	⑩+キ	⑪+ク	⑫+ケ	⑬+コ
60			Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	310,000	/月	325,000	/月	51,700	/月	62,156	/月	438,856	/月
61			Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	128,000	/月	131,000	/月	0	/月	21,615	/月	192,615	/月
62			Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	155,000	/月	162,500	/月	0	/月	26,813	/月	189,313	/月
63			Dさん	歯科業務補助者	1.0	16.5%	260,000	/月	275,000	/月	43,700	/月	52,586	/月	371,286	/月
64			Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	105,000	/月	110,000	/月	0	/月	18,150	/月	128,150	/月
71			合計		3.6		958,000	/月	1,003,500	/月	95,400	/月	181,319	/月	1,280,220	/月
72			歯科衛生士		1.6		435,000	/月	456,000	/月	51,700	/月	62,156	/月	591,471	/月
73			歯科技工士		0.5		155,000	/月	162,500	/月	0	/月	26,813	/月	189,313	/月
74			歯科業務補助者		1.0		260,000	/月	275,000	/月	43,700	/月	52,586	/月	371,286	/月
75			その他の対象職種		0.5		105,000	/月	110,000	/月	0	/月	18,150	/月	128,150	/月
77			【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】													
78			【ベースアップ評価料による算定金額】													
79			（単位：円）													
80			計算方法：Eの合計×①の合計													
81			45,902													
82			外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）等の算定による算定金額の見込み/月													
			27,000													
			=													
			18,902													

この値が賃金改善計画書の職種グループ別に集計され、賃金改善後の表にも反映されています。給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料の算定金額の差額を見てみますと、月あたりプラス18,902円となり、自己財源から月18,902円を充てるという計画になることが分かります。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ベア等実施分
計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

賃金改善の見込み額のうち、ベア等実施分(単位:円)							
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	ア 基本給等増額分 (/月)	イ 給与増額分 (/月)	ウ 賞与増額分 (年間÷12)	エ 法定福利費の 事業主負担分 の増額分
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	数値も入力 もしくは入力	アと同値 もしくは入力	数値も入力	②×(イ+ウ)
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	3,600 /月	3,600 /月	0 /月	594 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
Dさん	歯科療養補助者	1.0	16.5%	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
合計		3.6		21,600 /月	21,600 /月	2,000 /月	3,894 /月
歯科衛生士		1.6		9,600 /月	9,600 /月	1,000 /月	1,749 /月
歯科技工士		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
歯科療養補助者		1.0		6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
その他の対象職種		0.5		3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月

賃金改善後の(賃金の改善措置が実施された場合)の給与総額・基本給等総額(単位:円)							
職員氏名等	職種	② 常勤換算 人数	① 法定福利費の 事業主負担割合	A 基本給等 (/月)	B 給与 (/月)	C 賞与 (年間÷12)	D 法定福利費の 事業主負担分 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②×A	②×イ	②×ウ	②×エ
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	305,000 /月	321,000 /月	51,000 /月	61,380 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	123,600 /月	128,600 /月	0 /月	21,219 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月
Dさん	歯科療養補助者	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月
合計		3.6		941,600 /月	989,100 /月	94,000 /月	126,181 /月
歯科衛生士		1.6		429,600 /月	449,600 /月	51,000 /月	82,599 /月
歯科技工士		0.5		153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月

基本給等増額分を調整することで自己財源支出額あるいは翌年度繰越金のシミュレーションをすることができます。今度は、アの基本給等増額分を常勤換算人数1人につき6,000円にして再度入力をしてみます。

③ 対象職員の賃金改善見込み額のうち、ペア等実施分
 計算シートの記載方法 ④ 対象職員の賃金改善後の給与総額・基本給等総額（操作画面2）

計算シート

合計	3.6	21,600 /月	21,600 /月	2,000 /月	3,894 /月
歯科衛生士	1.6	9,600 /月	9,600 /月	1,000 /月	1,749 /月
歯科技工士	0.5	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月
歯科業務補助	1.0	6,000 /月	6,000 /月	1,000 /月	1,155 /月
その他の対象職種	0.5	3,000 /月	3,000 /月	0 /月	495 /月

賃金改善後の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員の氏名等	職種	家族数 人数	法定福利費の 率(%)	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間×12)	法定福利費の 率(%)	給与総額 (/月)
上に同じ	上に同じ	上に同じ	上に同じ	②+ア	③+イ	④+ウ	⑤+エ	B+C+D
Aさん	歯科衛生士	1.0	16.5%	306,000 /月	321,000 /月	51,000 /月	61,380 /月	433,380 /月
Bさん	歯科衛生士	0.6	16.5%	123,600 /月	128,600 /月	0 /月	21,219 /月	149,819 /月
Cさん	歯科技工士	0.5	16.5%	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月	186,983 /月
Dさん	歯科業務補助	1.0	16.5%	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	51,810 /月	365,810 /月
Eさん	その他の対象職種	0.5	16.5%	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	17,820 /月	125,820 /月

合計	3.6	941,600 /月	989,100 /月	94,000 /月	1,261,812 /月
歯科衛生士	1.6	329,600 /月	449,600 /月	51,000 /月	82,599 /月
歯科技工士	0.5	153,000 /月	160,500 /月	0 /月	26,483 /月
歯科業務補助	1.0	256,000 /月	271,000 /月	43,000 /月	365,810 /月
その他の対象職種	0.5	103,000 /月	108,000 /月	0 /月	125,820 /月

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】

(単位:円)

計算方法:①の合計

27,494

【ベースアップ評価料による算定金額】

(単位:円)

外来・在宅ベースアップ評価料(1)等

の算定による算定金額の見込み/月

27,000

=

494

対象職員以外の給与等

賃金改善後の給与総額・基本給等総額(単位:円)

職員の氏名等	職種	家族数 人数	法定福利費の 率(%)	基本給等 (/月)	給与 (/月)	賞与 (年間×12)	法定福利費の 率(%)	給与総額 (/月)
--------	----	-----------	----------------	--------------	------------	---------------	----------------	--------------

そうすると、さきほどのように計算シートの差額のセルはプラス494円になり、給与総額引き上げに必要な金額とベースアップ評価料の算定金額がほぼ同額になりました。医療機関によって、賃上げしたい金額、継続的に賃上げできる金額は異なると思いますので、この計算シートを活用し、賃金改善計画の策定にお役立ていただければ幸いです。

転記例シート

29	A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z AA AB AC AD AE AF AG																									
30	Ⅲ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】																									
31	(4) 算定金額の見込み																									
32	歯科外未・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による算定金額の見込み																									
33	270,000 円																									
34	歯科外未・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による算定金額の見込み																									
35	27,000 点																									
36	歯科外未・在宅ベースアップ評価料(Ⅲ)等の区分及び点数																									
37	(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)																									
38	0 円																									
39	(6) 前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)																									
40	(7) 算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】																									
41	270,000 円																									
42	※ 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。																									
43	Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】																									
44	(8) 全体の賃金改善の見込み額																									
45	274,940 円																									
46	(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】																									
47	270,000 円																									
48	(10) うち(9)以外によるベア等実施分																									
49	4,940 円																									
50	(11) うち定期昇給相当分																									
51	0 円																									
52	(12) うちその他分【(8)-(9)-(10)-(11)】																									
53	0 円																									
54	※ 「(8) 全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。																									
55	※ 「(10) うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰の活用等により、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。																									
56	※ 「(11) うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。																									
57	なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。																									
58	※ 「(12) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。																									

次に転記例シートの方を見てみましょう。Ⅲ-1とⅢ-2の部分ですが、今回の例では翌年度への繰り越しは想定しないため、(5)の令和7年度への繰越予定額は0となります。(8)の全体の賃金改善の見込額には、計算シートで算出した賃金改善に必要な金額の10か月分に相当する274,940円が記載されています。そして、(9)にはベースアップ評価料の算定金額全額にあたる270,000円、(10)には差額分の4,940円が記載されています。

計算シートの記載方法 ⑤ 対象職員以外の給与等

計算シート

①対象職員以外について、賃金改善する前・改善見込み額の情報を入力

賃金改善の実施が実施された場合の給与改善・基本給等総額(単位:円)

職員氏名	職種	賃金改善 人数	賃金改善前の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額	改善率 (%)	改善後の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額
佐藤 先生	歯科医師	0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
山田 先生	歯科医師	1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000
合計		1.5	550,000	586,000		586,000	586,000
平均・改善率(40歳未満)		0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
事務職員		1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000

賃金改善の実施が実施された場合の給与改善・基本給等総額(単位:円)

職員氏名	職種	賃金改善 人数	賃金改善前の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額	改善率 (%)	改善後の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額
佐藤 先生	歯科医師	0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
山田 先生	歯科医師	1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000
合計		1.5	550,000	586,000		586,000	586,000
平均・改善率(40歳未満)		0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
事務職員		1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000

賃金改善の実施が実施された場合の給与改善・基本給等総額(単位:円)

職員氏名	職種	賃金改善 人数	賃金改善前の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額	改善率 (%)	改善後の 基本給等総額	改善後の 基本給等総額
佐藤 先生	歯科医師	0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
山田 先生	歯科医師	1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000
合計		1.5	550,000	586,000		586,000	586,000
平均・改善率(40歳未満)		0.5	300,000	318,000	16.0%	318,000	318,000
事務職員		1.0	250,000	268,000	16.0%	268,000	268,000

転記例シート

計算シートからの転記・自動計算箇所

【ベースアップ評価対象外職種について】

Ⅷ. 40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(48) 40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の常勤換算人数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.5
(49) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	386,875 円
(50) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	300,000 円
(51) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	370,470 円
(52) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医・勤務歯科医師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	300,000 円
(53) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(51) - (49)】	8,475 円
(54) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(52) - (50)】	0 円
(55) うち定期昇給相当分	0 円
(56) うちペーパー等実施分	8,475 円
(57) ペーパーによる賃金増率【(56) ÷ (50)】	1.0 %

Ⅸ. 事務職員の基本給等に係る事項

(58) 事務職員の常勤換算人数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	1.0 人
(59) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	357,655 円
(60) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	250,000 円
(61) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	355,870 円
(62) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	250,000 円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61) - (58)】	8,155 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	6,000 円
(65) うち定期昇給相当分	0 円
(66) うちペーパー等実施分	6,000 円
(67) ペーパーによる賃金増率【(66) ÷ (60)】	2.4 %

つぎに、計算シートの対象職員以外の給与等の項目を記載しますが、さきほどの対象職員と同じように入力をしていきます。週2.5日勤務、つまり常勤換算人数0.5の40歳未満の歯科医師・常勤の事務職員1名の想定で入力します。

計算シートの記載方法 ⑥ 全体の賃金改善の見込額

計算シート

【対象職員の給与総額引き上げに必要な金額】 (単位:円)	【ベースアップ評価料による算定金額】 (単位:円)
計算方法:Eの合計-⑥の合計	外来・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定による算定金額の見込み/月
①	27,000
27,494	

差額
494

【対象職員以外への給与総額引き上げに必要な金額】(単位:円)

計算方法:Eの合計-⑥の合計

11,650 /月 ②

【賃金改善期間における全体の賃金改善の見込額】(単位:円)

賃金改善の見込み額/月	賃金改善実施月数	賃金改善の見込み額/年
①+②	③	(①+②)×③
39,144	10	391,440

①賃金改善実施月数を入力

令和6年6月から令和7年3月の実施期間を想定して、初期値は「10(月)」としています。例えば、令和6年9月から賃金改善を実施する場合には「7(月)」となります。

転記例シート

Ⅲ-1. 歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(8)の期間中】

(4) 算定金額の見込み	27,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)等による算定金額の見込み	27,000 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(1)等の算定による算定される点数の見込み	2,700 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(8)等による算定金額の見込み	- 円
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(8)等の区分及び点数	(イ) - 点 (ロ) - 点
歯科外来・在宅ベースアップ評価料(8)等の区分及び点数	(イ) - 点 (ロ) - 点
(5) 算定金額の見込み	- 円
(6) 前年度からの繰越予定額(令和6年度繰出時のみ記載)	0 円
(7) 算定金額の見込み(繰越(繰入)額)	27,000 円

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み(4)(5)の合計	4,940 円
(10) うち(9)以外によるベースアップ等実施分	391,440 円
(11) うち定期昇給相当分	27,000 円
(12) うちその他の分【(8)-(9)-(10)-(11)】	121,440 円
	249,000 円

対象職員・対象職員以外を合計した、賃金改善期間における全体の賃金改善の見込額が算出されます

最後に計算シートの賃金改善実施月数を入力してください。

転記例シートのⅢ-1とⅢ-2に、対象職員以外の引き上げ分を合計した値が反映され、これで賃金改善計画書の記載に必要な情報が揃ったことになります。

賃金改善計画書作成の考え方

収入見込み額の算出

ベースアップ評価料による
算定金額見込みの算出

ベースアップ評価料届出様式の
「（参考）賃金引き上げ計画書作
成のための計算シート」を使って、
ベースアップ評価料による算定金
額見込みを算出します

事前に直近の初診料・再診料・訪
問診療料の算定回数のデータをご
用意ください

支出見込み額の算出

基本給等の引き上げ金額の設定・算出

賃金改善計画書用計算ツールの
「計算シート」を使い、ベース
アップ評価料算定金額や各医療機
関・職員の状況を踏まえ、基本給
等の引き上げ金額を設定します

事前に職員の給与明細・賞与明細のデータを
ご用意ください

「計算シート」を埋めることで
ツールの「転記例シート」が完成
します

賃金改善計画書の作成

賃金改善計画書用計算ツールの
「転記例シート」を参考に、ベース
アップ評価料届出様式の「賃金
改善計画書」を記入します

ここからは「賃金改善計画書」を作成していきます。

転記例シート

(別添) 計画書(歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所)

このツールの「転記例シート」の数値を実際のベースアップ評価料届出様式の「賃金改善計画書」に転記します。「転記例シート」の赤枠セル(「対象職員自己財源ベア分」を除く。)を転記するようにしてください。
なお、このツールの「転記例シート」は提出しないでください。

届出様式の賃金改善計画書への転記

- 賃金改善計画書の「Ⅺ. 賃金引上げを行う方法」の項目も忘れずに記載してください

記載例

Ⅺ. 賃金引上げを行う方法

(68) 賃上げの担保方法

- ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し
☐ その他の方法：具体的に（ ）

(69) 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

常勤職員に対して、ベースアップ評価手当として月6,000円を従来の給与に上乗せして支給することとした。またパート職員についても、6,000円に個々の常勤換算数を乗じた金額を従来の給与に上乗せ支給することとした。

以上で、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法の説明は終わりです。

ツールの転記例シートでは空欄にしていたが、賃金改善計画書のⅪには賃金引上げを行う方法の項目がありますので、この項目も忘れずに記載してください。ここでは、例として、今回のモデルケースでの対応について、記載しております。

以上で、歯科外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法の説明は終わりです。